

第3編

基本構想

第1章 朝日町のまちづくり将来像と基本目標

1 町民憲章

本町は、町制施行40周年記念事業の一環として、「朝日町民であることに誇りと責任を持ち、緑溢れる自然を守り、文化と伝統を継承し、豊かな未来と明るく住みよい町を目指すため」に次のような町民憲章を定めています。

【町民憲章】

1. 私たちは、自然を愛し、健やかに暮らせる町をつくりまします。
2. 私たちは、福祉の行きとどいた、安らぎのある町をつくりまします。
3. 私たちは、歴史と伝統を大切にし、文化の香りたかい町をつくりまします。
4. 私たちは、青少年に夢を与え、明るく、たくましく育てる町をつくりまします。
5. 私たちは、差別のない、思いやりのある国際社会に通じる町をつくりまします。

2 将来像

将来像は、町民憲章を踏まえ、まちづくりの方向性や町の将来の姿をわかりやすく表現したものであり、将来のまちづくりに向けて町民と共有する目標となるものです。

本町では、第5次朝日町総合計画において「いきいき暮らす 緑と歴史のまち 朝日」を将来像として掲げ、町民と行政の協働により、町民一人一人が生き生きと住み、働き、学び、憩い、楽しむことができるまちづくりを推進してきました。

第6次朝日町総合計画においても、これまでの考え方を継承するとともに、豊かな自然や先人が築いてくれた歴史と文化を基調とし、恵まれた立地条件や地域資源を最大限に生かし、子どもからお年寄りまで全ての人が、まちへの愛着と誇りをもち、健やかで生き生きと暮らせる魅力あるまちを目指し、本町の新たな将来像を次のとおり定めまします。

みんなで創る あかるい未来 ささえ合い ひとみ輝く 朝日町

まちづくりを行うにあたっては、みんな（町民）が主役です。「あさひ」の3文字をもとに、明るい未来、人と人が支え合うことによる絆の深まり、朝日町全体での一体感の醸成、全ての世代が輝くまちづくりを目指していこうという思いが込められています。

3 基本目標

①誰もが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり



【目指す姿】

全ての町民が人間としての尊厳と権利が守られ、生涯にわたって健康に恵まれ、生き生きと生活できるよう、保健・医療・福祉サービスの充実と地域の支え合いを進め、病気や障がい、要介護などの支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、未来を担う子ども一人一人が健やかに育ち、社会の一員として活躍できる人材となるよう育むとともに、子育て世代が夢と希望をもって子どもを産み育てることができるまちづくりを目指します。

【実現に向けた基本施策】

1. 子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、赤ちゃん訪問の推進、子育て教室の充実、あさひ園での受け入れ枠の確保、児童館、放課後児童クラブ等の放課後における児童対策の充実など地域における多様な子育て支援の環境づくりを推進します。

また、母子保健対策の推進、子どもを持つ親が働きやすい環境づくり、ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭への支援の充実、関係機関と連携した児童虐待防止への対応など総合的な子育て施策の展開を図ります。

2. 高齢者福祉・介護保険の充実

高齢化が確実に進行する中、全ての高齢者が笑顔で元気に暮らせるよう「高齢者の安心と自立生活を実現するまち」の実現に向け、地域の多様な主体が「我が事」として参画し「丸ごと」つながる「地域共生社会」の進展に努めます。

また、適切な介護保険サービスの提供体制の充実に努めるほか、高齢者が「支えられる立場」だけでなく「支える立場」も担えるよう、社会活動や趣味活動を通じた生きがいづくりを推進するとともに、保健・医療・介護・福祉等と連携した「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

3. 障がい者施策の充実

障がいのある全ての人それぞれの能力と個性を生かしながら住み慣れた地域で、生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現と、障がい者が積極的に社会参加できる環境の整備を図ります。

また、障がい者が地域で自立した生活ができるよう、関係機関と連携して、日常的な相談

や就労、日中活動の場の確保など、生活の支援体制の充実を図ります。

4. 健康づくりの推進

町民の健康づくりに関する意識を高め、自らが健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

また、町民一人一人が健康寿命を延ばし、生涯にわたって生き生きと過ごせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた地域ぐるみの健康づくり活動の促進や企業経営に従業員の健康管理を取り入れた健康経営の普及を図るとともに、健康診査・相談、健康教育等の充実など保健サービスの充実を図ります。

そして、こころの健康づくりに向けて、相談体制の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症等の感染症予防に向けた対策にも取り組みます。

さらに、医療機関との連携や広域的連携により、地域医療体制の充実を図ります。

5. 地域福祉の推進

全ての人が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりに向け、相談体制の充実を図るとともに、地域における福祉意識の向上を図るための広報・啓発活動に努めます。

また、朝日町社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力し、見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動の活性化を促進します。

さらに、高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者など全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

6. 社会保障の充実

町民が生涯にわたって安心して生活できるよう、今後の公的医療保険事業の安定的な運営を目指し、生活習慣病対策や介護予防など被保険者の健康維持・増進に努めます。

また、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努め、制度の周知徹底に努めるとともに、低所得者や生活困窮者の生活の安定に必要な支援と、自立の促進に向けた取り組みを関係機関と連携して推進します。

②夢・希望に満ちた人づくりと歴史・文化の香るまちづくり



【目指す姿】

未来を拓き担う人材を育成するため、本町の自然や文化、人材をはじめとする教育資源の活用とともに、家庭、学校、地域等の社会全体が連携して子どもたちの能力を伸ばし、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても生きる力を身につけ、夢と希望が持てる人づくりを推進します。さらに、グローバル化が進展する中、多様な国際社会にあって活躍できる人材の育成を行います。

また、全ての町民が生涯学習やスポーツに親しみ、日頃の生活に生きがいと充実感が得られるまちを目指します。さらに、先人が築いてきた貴重な歴史と文化を継承するとともに、新たな文化を創造するまちの実現を図ります。

【実現に向けた基本施策】

1. 学校教育の充実

子ども一人一人が可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めます。

小・中学校教育においては、本町の教育資源を生かした特色ある教育の推進や確かな学力の育成をはじめ、外国語活動・教育、特別支援教育、GIGA スクール構想など社会変化やニーズに対応した教育の充実、豊かな心の育成、健やかな体の育成、食育・健康教育の充実、生きる力を育む教育活動を推進します。また、子どもたちが先端技術を社会生活等に取り入れ課題を解決する力を育むため、ICTを活用したプログラミング教育等を推進します。

学校と家庭、地域の関係者が目標や課題を共有し地域の実情に合わせた学校運営に取り組むことができるようコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置します。また、いじめ、不登校、家庭環境等多様な問題へ対応できる体制づくりを推進します。

さらに、学校施設・設備の充実、教職員の資質の向上、学校における防災教育の推進、災害時における学校教育の早期復旧に向けた取り組みを進めるほか、総合的な子どもの安全対策を推進します。

2. 国際社会に向けた人材育成

広い視野で物事をとらえ、国際理解やグローバルに対応できる人材の育成に向けて、学校教育での外国語教育の充実、国際交流の推進と国際情報の提供や学習機会の場づくりなどを推進します。

3. 青少年の健全育成

青少年が明日の本町を担う人材として健全に育成されるよう、朝日町少年補導員会を中心とした非行防止活動、地域全体での見守り等を推進するとともに、家庭や地域の教育力の

向上に向けた施策の推進、青少年の体験・交流活動やボランティア活動などへの参画促進に努めます。

4. 生涯学習の推進

町民一人一人が生涯にわたっていつでも、どこでも、誰でも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、公民館、図書館、博物館をはじめとする生涯学習施設の充実を図ります。

また、生涯学習活動を支援・推進するために、必要な指導者の確保、特色ある講座・教室の開催及び町民主体による講座の企画・運営の促進に努めます。

5. スポーツの振興

町民の誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができるようスポーツの振興に取り組みます。

そのために必要な運動施設や管理運営体制の充実を図るとともに、朝日町体育協会や朝日町スポーツ少年団等の支援や指導者の確保・育成、総合型地域スポーツクラブの自立に向けた支援、町民の参画に取り組みます。

6. 歴史・文化の継承と活用

地域を特徴づけている貴重な文化財について、その保護・保全に努めるとともに、教育活動、交流活動など様々な分野での文化財の活用を図ります。

また、文化財の展示・学習施設である博物館の充実を図ります。さらに、本町の歴史文化を後世に残していくため、朝日町史の編さんを行うとともに、町史を活用した町の歴史への町民の理解を深める情報発信等に取り組みます。

一方で、豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、各種文化芸術団体の育成に努めるとともに、公民館活動の充実を図り、多様な文化芸術にふれる機会の充実に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。

③安全・安心で快適なまちづくり



【目指す姿】

南海トラフ地震や巨大化する風水害などの自然災害リスクから、町民の生命や財産を守るために、地域防災力の基本となる国土強靱化を図るとともに、発災時に迅速かつ的確に対応ができるよう、朝日町地域防災計画の見直しや避難所の充実など、災害に強く、かつ災害対応に優れたまちづくりを推進します。また、火災や災害など非常時に組織的かつ専門的に対応できる消防・救急体制の充実を図ります。

さらに、近年の悪質かつ巧妙化する犯罪に対する防犯対応力の向上や、交通事故の低減に向けた交通安全対策の充実を図るなど安全・安心なまちづくりを推進します。

本町の豊かな自然や風景等の特色を生かし、自然と調和した良好な住環境の整備や計画的な土地利用の推進、景観や環境に配慮した魅力ある都市空間の形成、道路や公園、公共交通、上下水道など質の高い都市基盤の整備を進め、定住化の促進や快適性を高めるまちづくりを目指します。

また、地球環境問題への取り組みは喫緊の課題とされる中であって、環境への負荷を少なくするために、循環型社会の形成及び省エネルギー化、省資源化、ごみの減量化などの推進により温室効果ガスの排出を抑制する環境にやさしいまちを目指します。

【実現に向けた基本施策】

1. 防災・消防の充実

大規模地震や台風などの風水害に加えて、突発的な豪雨などの異常気象や各種災害への対策や被害を最小限に食い止めるための総合的な防災力の向上を図ります。

そのために、高齢者等の災害時避難行動要支援者対策や自主防災組織の活性化、避難所の適正な運営、防災施設の整備並びに朝日町業務継続計画の見直し、消防・救急体制の充実、消防団の活性化をはじめとした消防力の強化などにより、町民の生命と財産を守るための防災・消防体制の確立を図ります。

また、大規模自然災害に対する強靱なまちを作り上げるため、朝日町国土強靱化地域計画を推進します。

さらに、防災拠点となる役場庁舎は老朽化が著しいことや高潮の浸水区域であることから、災害時の拠点としての本部機能の確保・強化に向けた整備検討を図ります。

2. 防犯・交通安全の充実

町全体の防犯体制の強化が強く求められる中、防犯灯、防犯カメラ等の防犯対策施設の整

備や防犯パトロールの実施に向けて関係機関と調整を図ります。犯罪が起こりにくい環境整備に努めるとともに、町民の防犯意識の更なる向上を図るため、新たに整備される警察施設等を基点に日頃から関係機関との連携を密にし、啓発活動の推進や防犯情報の提供体制の充実等に努めます。

また、交通事故のないまちを目指し、警察等の関係機関と協力し、啓発活動や交通安全教育を推進し、町民の交通安全意識の更なる向上を図るとともに、朝日町通学路交通安全プログラム等の資料を用いて町内の対策が必要な箇所を積極的に調査し、交通安全施設の設置を検討します。

さらに、消費者を取り巻く環境の変化や核家族化の進行などに伴い、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や商品情報の偽装表示など、悪質商法による被害が発生しています。町民を悪質商法による被害から守るとともに、消費生活の安定と向上を図るため、関係機関との連携のもと、啓発や情報提供の推進、相談体制の充実を図ります。

3. 都市基盤の整備・充実

交通利便性の更なる向上を目指して、国・県道の改良整備等を関係機関に積極的に働きかけていくとともに、朝日町道路舗装維持管理計画等に基づき、町道網の整備及び橋梁の長寿命化等の維持管理を計画的、効率的に推進します。

また、公共交通機関について、鉄道利用者の利便性向上の促進、高齢者や障がい者などに配慮した身近な移動手段の確保に努めます。

定住の促進と多様なライフスタイルに応じた魅力ある住生活の実現に向け、市街地の整備と連動しながら、民間開発の適正な誘導等による良好な住宅地の形成や既存住宅の耐震対策の促進、空家等の利活用の推進等に努めます。

また、町民の憩いの場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上、緑あふれる快適な環境づくりに向け、身近な公園の整備、公園等の維持管理体制の充実を図ります。なお、墓地公園に関して、社会情勢の変化や生活様式に適応した施設管理を図ります。

さらに、快適な町民生活に欠かせない安全な水の安定供給に向け、施設の老朽化への対応や耐震化等、水道施設の整備充実を計画的に推進します。また、快適な居住環境づくりに向け、市街地における適正な排水処理を図ります。

4. 計画的な土地利用と景観形成の推進

自然と調和した生活環境の確保と地域の均衡ある発展に向けて、朝日町都市計画マスタープランや朝日町立地適正化計画、朝日農業振興地域整備計画など土地利用計画の総合的な調整を図りながら、調和のとれた計画的かつ弾力的な土地利用を推進します。

また、既成市街地における駅周辺整備や住環境の改善、防災機能の向上など市街地環境の向上を図ります。

さらに、森林・竹林の適切な管理の推進や景観に対する町民意識の向上を図りながら、自然や歴史・文化などの地域資源を生かし、東海道まちなみ整備の推進による朝日町らしい景観の形成を図ります。

5. 循環型社会の推進と環境保全

ごみの発生抑制、再利用、再資源化を推進することにより、更なるごみの減量化を図り、持続可能な循環型社会の形成に取り組みます。

また、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に向けた環境教育、啓発活動を積極的に推進し、町民、企業、行政の環境意識の向上に取り組みます。

④活力と賑わいのある産業のまちづくり



【目指す姿】

農業は町民の食の安全・安心を確保するとともに、農地は豪雨時の防災機能や水源の涵養機能、及び自然環境保全や人々の情操機能を育むなど、多面的な役割を果たしています。よって、農業・農地の保全及び継続は極めて重要であることから、持続可能な農業生産基盤の保全や整備、担い手の育成・確保などを推進し、農業の活性化を図ります。

商工業やサービス業等については、本町の広域交通の利便性を生かし、活力と賑わいを創出するとともに、持続的に発展する産業のまちを目指します。また、東海道の歴史・文化、知名度を生かした、東海道まちなみ整備による賑わいのあるまちを創出します。

さらに、町への定住や生活の質の向上、生きがいづくり等に対応した、多様な価値と雇用の機会とともに、柔軟性に富んだ働き方ができる働き場のあるまちを創造します。

【実現に向けた基本施策】

1. 農業の振興

農業の維持・高度化と農業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、農地や用排水施設等の農業生産基盤の整備充実を図るとともに、担い手の育成・確保による経営体制の強化、農産物の生産性の向上や高品質化を促進します。また、生産から加工・販売など農業の6次産業化に向けた取り組みを支援します。さらに、地域における食の安全を確保した地産地消を推進します。

2. 商工業の振興

朝明商工会との連携のもと、経営革新、後継者の育成、町内企業のPRやビジネスマッチングの支援などを図ります。また、本町の広域交通の利便性を生かし、朝日町都市計画マスタープランで位置づけされた工業等振興ゾーンへの新規企業の立地を促進します。

さらに、地域における新たな創業を促すために、創業支援等事業計画に基づいた創業者支援を推進するとともに、企業、農家との連携のもと、特産品の開発支援等を行い、地場産業の育成を図ります。

3. 観光・交流資源の創出

町の魅力の向上と観光交流人口の増加といった視点に立ち、東海道をはじめとした歴史・文化遺産などの地域資源の活用による魅力ある観光プログラムを創出するとともに、地域情報、観光商品やサービスなどを広報したり、働き掛けたりするプロモーション活動を展開し、認知度やブランド力を高めます。

4. 雇用対策の推進

雇用環境が多様化する中、関係機関との連携のもと、情報提供や相談、町内企業への働きかけ等を通じ、若者の地元就職の促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進など多様な働き方ができるよう雇用機会の創出を図ります。

⑤町民と行政が一体となった協働のまちづくり



【目指す姿】

まちづくりは、様々な主体が連携・協働して取り組むことが不可欠です。そのため、町民と行政、さらに町内外において、まちづくりにかかわりがある全ての主体とも協働し、それぞれの役割を最大限に生かした、魅力的で誇りの持てるまちづくりを推進します。また、全ての人の人権が尊重され、共に生きることができるとともに、男性と女性が共に社会のあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の形成に向け、意識や環境づくりを進めます。

一方で、町民ニーズの多様化や急激な情報化社会の中にあって、時代に応じた行政サービスの実現とともに、持続可能な地域経営が営まれる自立型のまちを目指します。さらに、厳しい町の財政状況を踏まえ財源の安定的な確保とともに効率的かつ効果的な行財政運営を図ります。

【実現に向けた基本施策】

1. 協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成

町民と行政が協働して地域社会における課題を解決するまちづくりに向けて、朝日町まちづくり条例に基づき、各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメントの導入など政策形成過程への町民の参画を図ります。

また、タウンミーティング・町広報紙・町ホームページ・SNS等を活用した情報発信など広報・広聴活動の一層の充実に努め、参画・協働に向けた町民と行政の情報の共有化を図ります。

一方で、まちづくりに関する人材、次代の担い手及び組織の育成とともに、ボランティア組織・NPO法人など多様な住民団体の育成や連携体制の強化に努めます。

さらに、地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、共に支え合い助け合う地域づくりに向け、町民へのコミュニティ意識の啓発をはじめ、自治区単位のまちづくりへの支援などにより自治機能の向上を図ります。

2. 人権の尊重とダイバーシティ社会の推進

性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての人の人権が尊重され、共に生きることができるよう、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進するとともに、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。また、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すとともに、誰もが個性と能力を十分に発揮できるダイバーシティ社会を推進します。

さらに、外国人の町民からの相談や多様なニーズへの対応に向けた支援、地域社会への参画を促進し、多文化共生の地域づくりを推進します。

3. 男女共同参画社会の形成

男性と女性が、社会の対等な構成員として一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、かがやくあさひ男女共同参画基本計画に基づき、推進体制の構築をはじめ、町や地域における政策・方針決定過程などへの女性の参画機会や、様々な分野で女性が活躍できる場の拡大に努めます。

4. 情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進

町民サービスの向上と行政運営の効率化、これまでの取り組みを生かした行政内部の情報化の一層の推進、マイナンバーカード等の各種媒体を活用した多様な分野における情報サービスの提供を図り、スマート自治体の構築を推進します。また、これらの情報環境をだれもが安心して利活用することができるよう、人材の育成や情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

限られた資源（人員・財源等）を有効に活用し、自立性の高い行政運営を持続的に進めていくため、よりの確な町民ニーズを把握するとともに、事業の優先度や成果、コスト、町民の満足度を重視した施策の展開、さらには民間ノウハウの活用によるサービスの向上やコスト縮減、効率的な運用等を図るための民間委託などを推進します。

また、職員の人材育成や行財政改革の推進により、効率的かつ効果的な行政運営を推進します。

さらに、老朽化・狭あい化している現庁舎については、防災機能、交流やコミュニティ機能、情報化機能などが備わった新庁舎の整備検討を進めます。

5. 健全な財政運営の推進と自主財源の確保

受益者負担の原則に基づき使用料・手数料の見直しや、各種の税・料金など収納率の向上を図り自主財源を確保し、財政基盤を確立します。また、経費全般についての見直しなどを行い、健全な財政運営を推進します。さらに、公共施設の適切な維持管理を行います。

6. 広域行政・広域連携の推進

町域を超える広域的な行政課題に対応し、町民の利便性の向上を図るため、周辺自治体などとの連携・交流を図り、広域行政を推進します。

また、全国朝日交流会にて親交を深めた自治体をはじめ、時代に即した先進自治体との交流、町民間での交流の促進などの地域間交流を推進し、連携による地域力の向上を図ります。

第2章 土地利用構想

本町の土地利用にあたっては、長期的かつ総合的な展望に立ち、町全体の均衡ある発展を図るとともに、豊かな自然環境との調和を図りつつ快適な都市環境の創造を基本とします。

また、それぞれの地域の特色を生かすために、地理的な要件や都市構造などに配慮しながら秩序ある土地利用の形成を目指します。

それぞれの土地利用の配置については、朝日町都市計画マスタープランや朝日町立地適正化計画との整合を図り配置します。本町の都市像としての骨格を次のように設定します。

1. 空間構成

①市街地エリア

市街地空間は、住居系市街地、工業系市街地、商業系市街地に大別されます。それぞれの機能が果たされる環境整備とともに、それぞれの機能である住まう・働く・賑わい等が結びつき補完し合うことによるバランスの取れた市街地の創出と、より利便性の高いまちの形成を図ります。

【住居系市街地】

- 歴史的に形成された東海道沿道の市街地
- 丘陵地部に開発されてきた新たな市街地

【工業系市街地】

- 鉄道沿線及び国道1号沿道地区

【商業系市街地】

- 国道1号沿道地区

②田園エリア

平野部に分布する農用地（水田）は、地域を特徴づける優れた田園景観を形成するとともに、生産地、緑地等多面的な機能を有していることから、その機能と本町の持続的な発展に寄与する土地利用との調整を図りつつ、保全及び土地利用転換を図っていくものとします。

③森林エリア

北部から西部にかけての森林地は、本町に残された貴重な自然環境であり、生態系保持、水源涵養、災害防止及び保健休養等の多面的な機能を有していることから、自然環境の保全を基本としつつ、町民の憩いの場として活用を図ります。

2. 都市拠点

次の拠点機能を整備し、より住みよい環境の形成を図ります。

①交通結節拠点

近鉄伊勢朝日駅及びJR朝日駅は、日々の通勤・通学等に利用されるのみならず、来訪者が利用する交通結節拠点であり、機能の充実及び本町の顔としての整備を図ります。

また、伊勢湾岸自動車道みえ朝日ICの設置により、飛躍的に向上した広域交通の利便

性を生かし、近接地において生産物流機能の整備を図ります。

②交流拠点

空間構成においても明らかなように、住居系市街地については旧来の市街地と今後一層の人口定着が進む新市街地が形成されることとなります。その接点にあたるゾーンを交流拠点として位置づけ、既存施設の活用や公園等の整備により町民のコミュニティ形成に資するものとしします。

3. 都市軸

①広域都市軸

国道1号、伊勢湾岸自動車道及び国道1号北勢バイパスが広域都市軸であり、隣接地域のみならず名古屋都市圏等との人流、物流の基軸となります。

②町内都市軸

広域都市軸との結節、町内の交流軸として、町道朝日中央線、県道四日市朝日線、県道桑名川越線等の町内幹線道路網が位置づけられます。

交流等機能の充実を図るため、拠点間の動線強化を行います。

③東海道まちなみ空間軸

東海道は、その歴史的・文化的価値を評価し、沿道景観形成、交通安全、防災等に配慮しつつまちなみ空間（生活道路）軸としての整備を図ります。

